舞多聞よつば保育園・ちっちゃなこども園ふたば　保護者の皆さま

2020年4月9日

特定非営利活動法人こどもコミュニティケア

代表理事　末永美紀子（看護師･保健師）

緊急事態宣言による当園のご利用についてお願い

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（改正令和二年三月一三日同第四号）による緊急事態宣言が、神戸市（兵庫県）に発令されました。同特措法によれば、保育所も学校等や集会場、映画館と同じく、「使用の制限等の要請の対象となる施設」に該当する社会福祉施設です。

　「使用の制限」は、新型コロナウイルス感染症をこれ以上広めないことを目的としています。保育所はいわゆる「濃厚接触の場所」であり、かつ、異なる外部環境（職場、家庭、通勤等）から複数のおとなが毎日、出入りする場所でもあります。そのため、感染リスクは高くならざるを得ず、お子さん、保護者の皆さん、そして職員の生命を危機にさらす可能性もあります。

　発症者が出なくとも、利用のお子さん・ご家族、職員に感染者や濃厚接触者が出た場合には、**保育所が閉所となります**。子どもが慣れ親しんだ園での保育が継続されるよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

よって、**保育の提供を以下のとおりとします。**他のご家庭の皆さまは取引先、勤務先等ともご相談のうえ、登園をお控えくださいますようお願いいたします。

●通常開所ではなく、「真に保育が必要な場合に保育を提供する」ことといたします。

●真に保育が必要な場合とは

・両親ともに次の職種のいずれかに該当し、勤務時間の調整で対応できない場合：

医療、消防、警察、治安維持、流通、福祉関係、生活インフラ（電気、ガス、

水道、通信等）、金融、以上に関わる行政職、これらに準ずる職種

・ひとり親家庭で、勤務時間の調整等で対応できない場合

・保護者が他の家族の介護、医療的ケア等の看護を行う必要がある場合

・保護者の疾病等により療養を必要とする場合

・当方が園での保育を必要とすると判断した場合

・在宅勤務のための物品や書類の受け取り等のため、短時間、保護者が外出しなければならない場合

●期間：緊急事態宣言の発令により、神戸市が定めた期間に準ずるものとします。

お子さんと保護者の皆さまの健康と命、職員の健康と命を守るための大事なお願いです。1日も早い収束のため、全員が「他人と接触する機会を8割程度に減らす」を達成できるよう、どうぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。